

◆入札参加資格の対象となる種類

契約の種類	参加可能金額※
1 工事又は製造の請負	200万円超
2 財産の買入れ	150万円超
3 物件の借入れ（リース料）	80万円超
4 財産の売払い	50万円超
5 物件の貸付け	30万円超
6 上記以外のもの 役務の提供（業務委託、手数料） 物品の修繕 ほか	100万円超

※ 1契約にあたっての予定価格（税込み）の金額であり、この金額を上回る物件の受注も希望する場合は、入札参加資格が必要となります。なお、この金額以下の物件のみの受注を希望する場合は、別に「物品製造等見積参加（提出）登録制度」があります。（両方の資格を有する必要はありません。下表を参考に願います。）

○資格の区分け及び参加できる範囲

	物品製造等入札参加資格	物品製造等見積（参加）提出
入札への参加	○	×
少額※の金額取引（見積合せ等）参加の有無	○	○
市外業者の認定・登録の可否	○	○
他資格との重複登録の可否	物品製造等見積（参加）提出の登録不可	物品製造等入札参加資格の登録不可

※ 「◆入札参加資格の対象となる種類」の表に記載される金額以下の物件となります。